

大学時報

2012・5

第344号



異文化理解をめぐつて

竹村 牧男 ● 東洋大学学長

大学の国際化という課題の中でも、学生のグローバル人材としての育成は最大の課題である。それには語学力のみでなく、異文化理解・活用力の育成が大事で、今後そのための教育活動の大幅な進展が求められよう。と同時に、自国の文化理解・発信力の涵養もそれ以上に大切である。自国の伝統文化を深く尊重する姿勢なくして、異文化への敬意もその受容もあり得ないからである。創造とは「伝統に、ほんの、しかし決定的な一歩を加えること」でもあるのだ。

大学教育の質保証雑感

滝澤 正 ●上智大学学長

一 はじめに

筆者が大学に入学してからすでに半世紀近くにもなる。等しく新制大学制度のもとにあるとはいえ、当時とは社会の状況が大きく変化したことに伴い、今日では大学の存在もいやおうなく異なる意味をもつことになった。一教員であつたこれまでは、こうした事情は観念的には理解していたつもりでいたものの、あまり深く考えることもなかった。近時、学部や大学全体の運営に関わるようになって、過去に自身がイメージしていた大学と今現実にある大学とのギャップを強く実感している。こうした変化が大学の質保証のあり方にも大きな影響を与えていると思われる。何を今さらと言われるかもしれないが、個人的実感を率直に述べたい。

二 旧来の質保証

私が大学への進学を目指していた昭和三十年代は、日本がようやく高度成長期に入つたところである。生まれ育つた田舎では、中学卒業の際に同級生で高校に進

学する者はいまだ半数に達せず、男子であれば京浜工業地域の機械工場に、女子であれば中京工業地域の紡績工場に働きに行くといった者が多かった。金の卵などともてはやされて集団就職していったわけである。高校に進学すること自体がある意味で特権であつたが、その高校も大学進学を念頭に置く普通科のほかに、農業高校、商業高校、工業高校など技術系の高校が多数あつて、これらを修了した高校卒業生に対する企業からの需要も旺盛であつた。大学はさらにその上の段階であるから、経済的に相当の余裕がなければ進学は不可能であつた。すなわち、ひと握りのエリートのため

に存在していたと言つてよいかもしれない。義務教育を超える部分、とりわけ大学教育の質保証は、こうした背景に基づいて構築されていたとみうる。

大学における教育の質保証は、基本的にそれぞれの大学の自主性・自律性に委ねられていた。当時の文部省が規律しなくとも、各大学は適切に管理運営されるであらうし、各教員は自ら教育に工夫を加え研究に励むものであり、さらに学生は教員を場合によつては反



面教師としつつ自分から勉強するものであると考えられていたと言えよう。エリートであれば“noblesse oblige”の格言どおり、自発的に望ましい行動をするはずであり、規制のないことが大学の美点とされていた。そこには古き良き大学の伝統が引き継がれていたのである。

三 ユニバーサル化のもとの質保証

経済の高度成長により社会が全体として豊かになり、それに伴い学歴への平等なアクセスを国民が意識するようになる。まず高校への進学率が高まっていき、現在ではほぼ全員入学といった状況が出現している。国も教科書の無償配布など義務教育に準じる位置づけをなすに至った。同時に高校がその先の大学進学を見据えるとなると、普通科の希望者が増大する。その結果、今日大部分を占めるようになった普通科そのものにおいて、その質に極端な多様性が生じており、高校間格差とそこにおける教育のあり方が問われるようになってきた。大学とも共通する面がある大きな問題であるが、ここではとりあえずおきたい。

大学においても、経済発展に応じて進学率が高まるとともに大学入学定員が急増を見せ、大学の大衆化が進行する。しかし、二度のベビーブームなどで就学適齢人口が増加したため、それなりの競争原理が働いていた。ところがその後も大学の新增設が相次ぎ、他方

で人口は頭打ちからさらに減少へと転化する。大学進学を希望しない者があり、また専門学校への進学を目指す者もあり、現状ではより好みさえしなければ誰でも大学に入れる時代が到来したわけである。大学の大衆化を経て、いわゆる大学のユニバーサル化への変遷である。

大学においても、その質に顕著な多様性が生じ、そこにおける教育のあり方が問われるようになる。大学とは名ばかりであって、およそ高等教育機関としての体をなしていない大学も出現しているようである。大学の増大とともに教員も大幅に増えたため、知的エリートとしての義務感に乏しい者も出てくる。学生は総じて少子化で親から大切に育てられてきており、物質的に恵まれているためハングリー精神がなく、万事に受け身であり自主的学習は期待できない。

大学教育の質保証のあり方は、こうした大学をめぐる変化を受けて、現在では従来と百八十度方針が転換している。大学・教員・学生の自主性と自律性が尊重された時代から、各種の規制が介入する対極の立場が支配する時代になった。そこにおける問題点を形式面と内容面に分けて考えてみたい。

四 形式面における規制の問題点

形式面では、教員は半期に必ず十五回の授業を行い、

万一やむを得ず休講した場合には必ず補講をすること、

授業が開始する前にシラバスを配付して内容を予告し、それに沿って授業を行うこと、あらかじめ成績評価方法を開示し、採点にあたっては評価基準に従って成績をつけ、場合によっては学部学科などが定める成績評価割合の範囲内で相對評価をすべきこと、などの規律が各レベルで微に入り細にわたっている。こうした規制をどこまで強制すべきかについては議論もあるが、規制内容については個人的には常識的なものと思われ、全く異論はない。従来からやむを得ない場合以外は休講しないことは大学の常識であったし、シラバスが制度化される以前から授業計画を配付して授業を行っている教員も多く、成績評価がおおむね正規分布を示すべく試験問題に工夫を凝らして、成績は今日要求されるような評価割合で行われていたからである。

確かに昔にも休講が多く、授業の開始も極端に遅い教員はいた。自分が研究している事柄だけを講義する教員もみられた。また、優を連発し楽勝科目であるがゆえに受講生が殺到する授業や、逆にわからせようという努力は不問に付しつつ不合格を平気でつける教員がいたことも事実である。これが少数であれば、学生が主体的に対応するとか、自発的に勉強することで補完されることが可能であった。しかしそうした事態が増大すれば、次善の策として規制が制度化されること

にならざるを得ない。

規制の一般化に伴う問題として、チェックの煩雑さがある。学生による評価のほか、教員の自己評価、教員相互の評価、第三者による評価、認証評価機関による評価などによって、何重にも行われている。大学の多様化に伴う自律から規制への変化に対応する必然的な動向であろう。しかし、これだけ多様な評価があれば、評価される側だけではなく、評価する側に回る機会も多くなる。膨大な評価資料は資源の無駄といった感じがするし、評価に時間とエネルギーをとられることから「評価疲れ」が言われる状況にもなる。これでは善良なる教員が本来の目的である教育に力を注ぐことができない。評価があなたも自己目的化していることは疑問であり、当然研究成果にも影響が出ている。

五 内容面における規制の問題点

問題がより重大であるのは、学問の自由とも関わる教育内容に対する規制である。私自身は現在法科大学院に所属しているが、この法科大学院は、大学教育の質保証のあり方という面で実は先駆的な試みを多くこなしている。先の形式的な規制も、授業に双方向教育を併用すること、答案添削のような受験指導につながる教育を禁止するなど、認証評価にあたって極めて厳格なチェックがなされる。同時に、法科大学院を修了し

て法務博士 (juris doctor) の称号を与えるにふさわしい教育を行ったかというチェックを、教育内容に及んで行うこととしている。司法試験の受験資格に直結しているという理由はあれ、そこまでやるのかといった疑問もわく。それが当初コアカリキュラムと呼ばれていた制度であり、各科目の到達目標をあらかじめ客観的に明示し、これを各担当者がシラバス上に記載すべしという指示である。実践しているかのチェックには、授業参観のほか、答案の採点の適否を認証評価機関が審査する制度が組み込まれている。客観的基準による質保証の考え方がそこにみられ、中央教育審議会における「学士力」を担保する方策に関わる議論も同じ方向とみうる。

ここには、従来大学教育の質保証を確保するために認証評価において採用されてきた、相対評価とのせめぎ合いをみることができ、大学評価制度は、元来一律な基準によるものではなく、各大学、各学部、各学科、さらには各教員が到達目標を独自に定めることができ、それが努力によってどこまで達成されているのかを評価する制度、いわば相対評価を中心に構築されていた。例えば、現在客観的にEランクの教育をしている大学がCランクの教育を目標として定めたとして、これを達成すれば◎であろうし、Dランクにとどまっても○の評価となろう。ところが、現在Bランクの教

育を実施している大学がAランクの教育を目標に掲げてこれを達成できなければ、客観的な教育水準はBランクであっても、向上がみられないので評価は×となる。他方では、大学を卒業して学士の称号を与えるからには、それにふさわしい客観的な最低限の水準を要求すべきであるという別の考え方も成り立つ。先の例では、そもそも大学として認証されるに必要な水準はCランクであると考えれば、前者の大学はDランクに水準を上げても×評価となり、後者の大学はBランクのままでも○評価となる。

法科大学院の認証評価は、どちらかという絶対評価の面を相当強く打ち出している。政策的に、乱立気味の法科大学院を淘汰しようという意図がそこでは明らかである。大学間の格差と多様性が一層際立つ学部教育において、こうした教育内容の客観的な質保証をどこまですべきか、またそれがどのようにしたら可能であるか。

教育基本法が定める「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培う」高等教育機関として、大学の位置づけのあり方が根本的に問われている。自由と規律のバランスの問題であろうが、あえて言うならば、折にふれ学問の自由の理念に立ち戻って規制のあり方自体をチェックすることも必要であろう。